

鳥取市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第33号

鳥取市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

鳥取市旅館業法施行条例（平成29年鳥取市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「及び法第3条の3第3項」を「、法第3条の3第2項及び法第3条の4第3項」に改める。

第8条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第9条第2号中「又は第3条の3第1項」を「、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。